

みずほエマージングボンドオープン

追加型投信／海外／債券

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年4回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

＜委託会社の情報＞	
委託会社名	D I A Mアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	3兆9,837億円
	(2011年11月30日現在)

- 「みずほエマージングボンドオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年8月16日に関東財務局長に提出しており、2011年8月17日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、実質的にエマージング諸国の通貨、現地通貨建ての短期金融商品等に投資を行い、先進国債券に比べ高いインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

ファンドの特色

① 主として実質的にエマージング諸国の通貨、現地通貨建て短期金融商品等に投資をするファンドです。

- 当ファンドは、投資信託証券(ファンド)への投資を通じ、主にエマージング諸国*の通貨、現地通貨建て短期金融商品等に実質的に投資をします。

投資対象となる投資信託証券(ファンド)

- ★ピムコ・バミューダ・デベロップング・ローカル・マーケット・ファンド J(JPY) (円建外国投資信託)
- ★国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※当ファンドにおいて、エマージング諸国とは、世界各国から世界銀行による「OECD高所得国 (High-income Organization for Economic Cooperation and Development economies)」に過去5年間継続して分類された国々を除いた諸国を指します。

- 当ファンドは、ピムコ・バミューダ・デベロップング・ローカル・マーケット・ファンド J(JPY) を高位に組み入れることを基本とします。
- 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの運用は、D I A M アセットマネジメントが行います。

② ピムコ・バミューダ・デベロップング・ローカル・マーケット・ファンド J(JPY) は、ピムコ(PIMCO)社が運用します。

- ピムコ社(PIMCO-Pacific Investment Management Company LLC)は、米国カリフォルニア州ニューポートビーチ、ニューヨーク、アムステルダム、シンガポール、東京、ロンドン、シドニー、ミュンヘン、トロント、香港、チューリッヒの各拠点に総勢約2,000名のスタッフを擁し、計約1.35兆米ドル(約103兆円、1米ドル=76.65円で換算)の資産を運用しております。(2011年9月末現在)

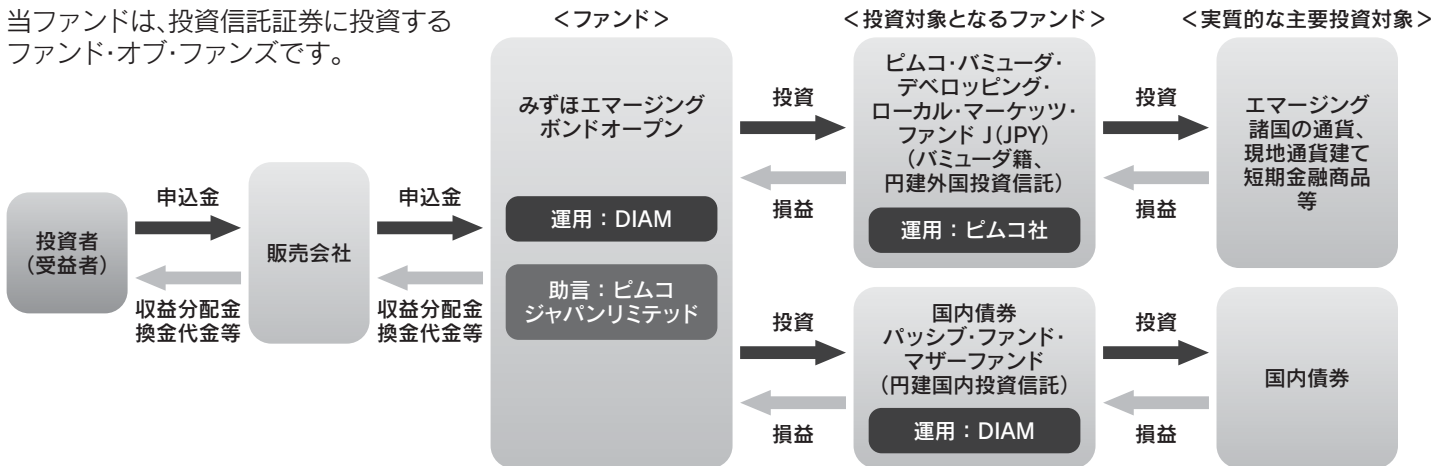
③ 年4回の決算を行い、収益の分配を行うことをめざします。

- 毎年2月、5月、8月、11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として利子等収益の範囲内で分配を行います。
- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※当ファンドは、実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※ピムコ・バミューダ・デベロップング・ローカル・マーケット・ファンド J(JPY) への投資に当っては、ピムコジャパンリミテッドから運用助言を受けます。

主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入の指図は行いません。
- ⑤同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額に制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ピムコ・バミューダ・デベロップング・ローカル・マーケッツ・ファンド J(JPY)
主要投資対象	エマージング諸国の通貨、現地通貨建て短期金融商品等
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> • 通常、少なくとも純資産の80%以上をエマージング諸国の通貨、現地通貨建て短期金融商品および債券に投資します。また、エマージング債券と概ね同様の投資効果を持つ派生商品にも一部投資を行う場合があります。 • 投資対象には、エマージング諸国の政府、政府機関等が発行または信用補完している債券や社債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)、物価連動債、銀行預金等を含みます。 • ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として0年から3年以内で調整します。 • エマージング債券に投資する場合、原則として、投資時点においてS&PまたはMoody's等の海外格付機関からB-またはB3以上の格付を得ているものとします。また、一部、政府、政府機関、国際機関等や法人が発行するUSドル建て投資適格債券や、A-1/P1の格付を有するエマージング諸国の現地通貨建てでない短期金融商品に投資する場合があります。 • ベンチマークは、JPモルガンELMIプラス(円換算ベース・為替ヘッジなし)^(注)です。 • 空売り、モーゲージ関連の派生商品取引は行いません。また、優先証券には投資しません。 <p>(注) JPモルガン ELMIプラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。</p>
運用会社	ピムコ社(PIMCO-Pacific Investment Management Company LLC)
管理報酬等	<p>申込手数料:ありません。 信託報酬:ありません。 その他の費用:組入有価証券の売買委託手数料、外国投資信託の監査報酬、管理費用、事務費用、資産を外国で保管する費用等がかかります。^(注) (注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。</p>

ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
主要投資対象	わが国の公社債
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> • 主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合^(注)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 • 公社債(債券先物取引等を含みます。)の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 • 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。 <p>(注) NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。</p>
運用会社 (委託会社)	DIAMアセットマネジメント株式会社

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

金利リスク

○エマージング諸国の通貨、現地通貨建て短期金融商品等

一般的にエマージング市場の金融商品は、相対的に低い格付を付与されているものが少なくなく、高い格付を持つものより金利変動の影響を受けやすいと考えられます。

2. 投資リスク

金利リスク(続き)

○公社債

一般的に、固定金利の資産は金利の変動によりその価格は影響を受けます。組入れる公社債は原則として固定金利であるため、金利の上昇により価格が下落する傾向があります。その場合当ファンドの基準価額が下落する要因となる場合があります。

信用リスク

○エマージング諸国の通貨、現地通貨建て短期金融商品等

エマージング諸国の債務返済能力の低下、発行者の経営財務状況の悪化から、市場の信用度の低下により投資対象である投資信託証券の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落することがあります。特にエマージング市場の金融商品は、信用度の高いものに比べ、元金支払いの不履行および遅延(デフォルト=債務不履行)が生じる可能性が相対的に高くなります。デフォルトが生じた場合は当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

○公社債

公社債の発行者が、財政破綻、経営不安や倒産等に陥り、利払いの遅延や元本返済が滞る(デフォルト)場合、あるいはそうした状況に陥ると予想される場合には、当該公社債等の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、基準価額が下落する要因となる場合があります。

流動性リスク

○エマージング諸国の通貨、現地通貨建て短期金融商品等

エマージング市場における売買量は、他の市場に比べ売買量が少ないため、市場の混乱時やファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。

為替リスク

当ファンドは、実質組入外貨建資産に対しては対円での為替ヘッジを行わないことを原則としているため、外国為替相場が対円で下落する場合、基準価額が下落する要因となります。

また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

カウンターパーティーリスク

証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引等の相対取引においては、取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

カントリーリスク

当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国は、先進国に比べ、市場規模が小さく、流動性が低い場合があります。また、金融商品取引所等、証券決済に関する規定、会計基準等が先進国と異なる場合があることから、運用上予期しない制約を受けることがあります。また、投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合等には、運用上の制約を受ける可能性があり、投資成果に大きく影響を与える可能性があります。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

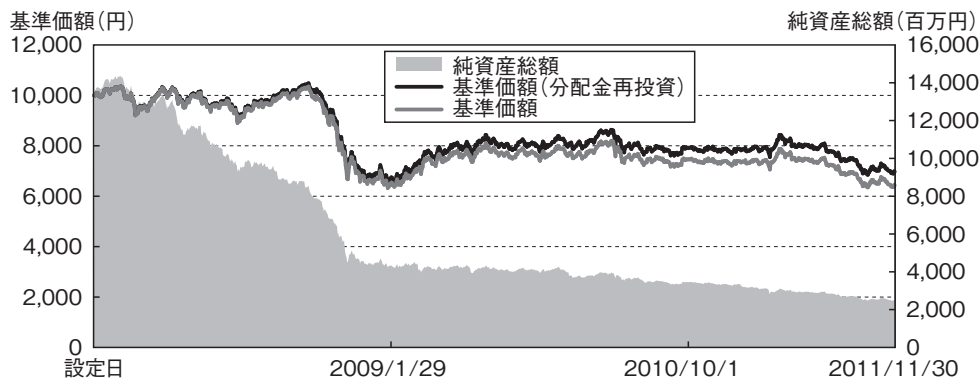
リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議もを行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

基準価額・純資産の推移

《設定日(2007年5月30日)~2011年11月30日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと
として計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2007年5月30日)
※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第14期(2010.11.15)	30円
第15期(2011.02.15)	30円
第16期(2011.05.16)	30円
第17期(2011.08.15)	30円
第18期(2011.11.15)	30円
直近1年間累計	120円
設定来累計	660円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄一覧 (注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	国名	投資比率(%)
1	ピムコ・バミューダ・デベロップング・ローカル・マーケット・ファンドJ(JPY)	投資信託受益証券	バミューダ諸島	98.98
2	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	0.49

■国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド (注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
国債証券	日本	76.28
地方債証券	日本	6.91
特殊債券	日本	9.04
社債券	日本	7.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.56
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	313回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.30	2021/3/20	1.67
2	312回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.20	2020/12/20	1.46
3	293回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.80	2018/6/20	1.35
4	305回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.30	2019/12/20	1.33
5	315回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.20	2021/6/20	1.27
6	99回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.40	2016/9/20	1.26
7	70回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.80	2013/3/20	1.24
8	306回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.40	2020/3/20	1.18
9	285回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.70	2017/3/20	1.18
10	75回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	1.10	2013/9/20	1.17

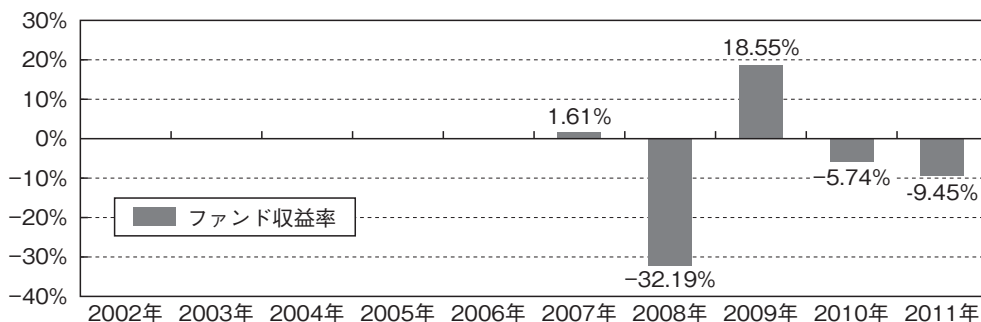
■ピムコ・バミューダ・デベロップング・ローカル・マーケット・ファンドにおける組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	通貨	組入比率(%)
1	U S TREASURY BILLS	国債	0.03	2012/03/01	米ドル	12.9
2	U S TREASURY BILLS	国債	0.23	2012/04/05	米ドル	9.5
3	GECC FDIC GTD GMTN FRN	エージェンシー債	0.50	2012/06/01	米ドル	8.5
4	JPMORGAN CHASE & CO FDIC GTD FRN	エージェンシー債	0.61	2012/12/26	米ドル	5.7
5	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債	7.50	2012/06/21	メキシコ・ペソ	4.6
6	U S TREASURY BILLS	国債	0.04	2012/05/17	米ドル	4.4
7	SOUTH AFRICA R203 BD	国債	8.25	2017/09/15	南アフリカ・ランド	4.3
8	U S TREASURY NOTE	国債	0.38	2012/09/30	米ドル	4.2
9	TRANSNEFT (TRANSCAPIT) SECURED REGS	社債	7.70	2013/08/07	米ドル	3.0
10	EXPORT-IMPORT BK KOREA FRN 144A	エージェンシー債	1.39	2012/03/13	米ドル	2.8

※ピムコ社のデータを基に作成しています。

※組入比率(%)はピムコ・バミューダ・デベロップング・ローカル・マーケット・ファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2007年は設定日から年末までの収益率、および2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	1,000万円以上1円単位(当初元本: 1口=1円)
購 入 価 額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換 金 単 位	各販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	2011年8月17日～2012年8月15日 ※ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。上記に加えて換金の場合には、市場の著しい混乱等でエマージング債券市場の流動性が極端に低下した場合、決済機能の停止、市場の閉鎖、組入投資信託証券に属する資産のデフォルト等により当該投資信託証券の解約の受付が中止された場合、一定期間において大量の換金請求が生じた場合には、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信 託 期 間	無期限です。(設定日:2007年5月30日)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 信託財産の純資産総額が30億円かつ当初募資金額の10分の1の金額を下回ることとなった場合。 ② 受益者のために有利であると認めるとき。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	原則として2月、5月、8月、11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年4回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年5月、11月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/)
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基 準 価 額 の 照 会 方 法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称: DIAM、当ファンドの略称: みずE MOP)

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入価額に、 1.05%(税抜1.0%) を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。				
信託財産留保額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して 年上限1.68%(税抜1.60%) の率を乗じて得た額とします。			
	当ファンドの 運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年1.68%(税抜1.60%)の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は各販売会社の取扱純資産額に応じて下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。			
		各販売会社の取扱純資産額			
			150億円以下の部分	150億円超300億円以下の部分	300億円超の部分
		委託会社	年率0.9975% (税抜0.95%)	年率0.945% (税抜0.90%)	年率0.8925% (税抜0.85%)
		販売会社	年率0.630% (税抜0.60%)	年率0.6825% (税抜0.65%)	年率0.735% (税抜0.70%)
受託会社	年率0.0525% (税抜0.05%)	年率0.0525% (税抜0.05%)	年率0.0525% (税抜0.05%)		
投資対象とする 投資信託証券の 運用管理費用 (信託報酬)	ありません。				
※当ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は当ファンドまたは当ファンドの投資対象である投資信託証券から直接的に支払われません。同社への投資顧問報酬は委託会社が受け取った上記の報酬の中から支払うものとします。					
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。				

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年11月末現在のものです。2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%の税率となります。また、2014年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。